南総総第221号令和7年5月22日

各区長・自治会長 様

南城市長 古謝 景春 (公印省略)

## マイナンバー(個人番号)の提出について(依頼)

マイナンバー法の施行にともない、下記の「個人番号関係事務」の際に、マイナンバー(個人番号)の記載が義務付けられております。

つきましては、マイナンバーの記載が法令に定められた義務であることをご承知頂き、必ず提出 していただきますよう宜しくお願いします。

記

## ■対 象 今までマイナンバーカード等の写しを役所へ提出した事がない方

### ■利用目的

- ・給与所得の源泉徴収票(給与報告書)の作成
- ・報酬、料金、契約金、及び賞金の支払調書の作成
- 不動産の使用料等の支払調書の作成
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書の作成
- ・不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書の作成

#### ■提出書類

下記いずれかの番号確認書類(1部)

- ・個人番号カード (マイナンバーカード) の写し
- ・通知カードの写し
- ・個人番号カードが記載された住民票・住民票記載事項証明書

※番号確認書類については、マイナンバー(個人番号)登録の正確性を確保するため、原則、写し(コピー)を取得いたしますことをご承知おき下さい。

なお、番号確認書類の写し等は、番号法上、厳格に管理することが義務付けられており、総務課にて保管されます。

- ■提出方法 窓口(手交)又は郵送
- ■提出期限 <u>令和7年7月7日(月)※7月区長会の開催日</u>

※区長会の会場で提出する場合は写し必須です。(コピー対応はいたしません)

■提出先 総務課 担当 大城 元海 (おおしろ もとみ) 〒901-1495 南城市佐敷字新里 1870 番地 電話 098-917-5378

# 写し(コピー)の取り方

## ■マイナンバーカード(個人番号カード)の場合

<表面> <裏面>





※表と裏の両面が必要です。

## ■通知カードの場合



※枠囲み部分が読み取れればOKです。